

令和5年

10月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



富良野ラベンダーガーデン

令和5年10月の税務と提出期限

- ① 令和5年10月10日・・・令和5年9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和5年10月31日・・・令和5年8月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 10月中において市町村の条例で定める日・・・個人の道府県民税・市町村民税の納付（第3期分）

今月の気になった新聞記事

- 1) **2023年地価、全国全用途平均+1.0%で2年連続上昇**・・・国土交通省が公表した2023年地価調査結果によると、2万1381地点を対象に実施された2023年7月1日時点の基準地価は、全国的全用途平均が前年比1.0%（前年+0.3%）となり、2年連続の上昇。
- 2) **自動車税・軽自動車税のフィッシング詐欺に注意!**・・・詐欺の手口は、「【国土交通省】重要なお知らせ、で、「督促状で指定した期限までに未納の自動車税が納付されない場合、財産の差押えを行います」などの文面を記載したSMSを送信し、「自動車税等お支払いサイト」へ誘導するもの。自動車税は、地方税なので担当は各都道府県。

インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【売手の対応】 Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
又は
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等で知らせる**
又は

事後交付が困難な小売店などはどう対応するか？

⇒ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせしたうえで、

・ 事業者のHP等において「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」と**掲示**する

・ **買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

といった対応が可能です

※ これらの取扱いは、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいか？

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、**仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認**いただく必要があります

ただし

全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、**事業者においてその頻度等をご判断**いただくこととなります

取引に入る前の確認も重要です

【具体例】

- ・ 新規取引先との取引：確認する
 - ・ 継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない
- ※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

※ 少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※ 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。

年収の壁対策 支援強化パッケージを公表 厚生労働省

厚生労働省はこのほど、年収が一定額を超えると社会保険料の支払いが生じて手取りが減る「年収の壁」対策に関する支援強化パッケージを以下のとおり公表しました。（10月から適用開始する当面の対応として）

(1) 106万円の壁への対応、

○「106万円の壁への対応」として、まず、キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用により収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組みを行った事業主に対して、複数年（最大3年）で計画的に取り組むケースを含め、一定期間、労働者1人当たり最大50万円の支援を行うこととする。

○被用者保険の適用に係る労使双方の保険料負担を軽減する観点から、社会保険適用促進手当については、被用者保険適用に伴う労働者本人負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、その労働者の標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととします。同一事業所内において同条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、社会保険適用促進手当に準じるものとして、同様の取扱いとする。

(2) 130万円の壁への対応、

○「130万円の壁への対応」としては、一時的に収入が増加し、年収の見込みが130万円以上となる場合にも、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断しますが、被扶養者認定において、一時的な収入の増加がある場合には、過去の課税証明書、給与明細書等の確認に加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、認定を円滑化する。

(3) 配偶者手当への対応

○「配偶者手当への対応」として、企業の配偶者手当の見直しを促進します。特に中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。また、収入要件のある配偶者手当が就業調整の一因となっていること、配偶者手当を支給している企業が減少の傾向にあること等を各地域で開催するセミナーで説明するとともに、中小企業団体等を通じて周知します。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 2022年分民間平均給与は2年連続増加の458万円

国税庁がこのほど公表した「2022年分民間給与実態統計調査」結果によると、2022年1年間を通して民間企業に勤めた給与所得者の平均給与は458万円で、前年に比べ2.7%増加した。2年連続ぶりの増加で、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回った。2022年12月31日現在の給与所得者数は、前年に比べ▲1.5%減の5967万人。給与総額は231兆2640億円（前年比2.2%増）、所得税額は12兆424億円（同7.0%増）だった。

2) 相続対策、生命保険金の特徴とメリット

生命保険金は、非課税枠（500万円×法定相続人の数）があり、現金で速やかに支払われ、その上受取人固有の財産となり遺産分割の対象とならないためニーズは多い。保険会社の担当者は、契約時に一括して保険料を払う「一時払い終身保険」を、2023年1月に予定利率を0.25%から0.6%に引き上げたところ販売が急増。現金や普通預金で持っているより、当面の納税資金や葬儀費用の備えにも活用できる。